

盛岡市身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定要領

平成20年3月31日

市長 決 裁

改正 平成21年11月20日副市長決裁

(目的)

第1 身体障害者手帳の交付を適正かつ円滑に行うため、身体障害者福祉法（昭和24年法律第285号。以下「法」という。）第15条の規定に基づく医師（以下「指定医」という。）の指定については、法、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）及び盛岡市身体障害者福祉法施行細則（平成6年規則第43号。以下「細則」という。）に定めるところによるほか、この要領により行うものとする。

(指定医の指定の申請)

第2 指定を受けようとする医師は、次の書類により市長に申請するものとする。

- (1) 指定申請書
- (2) 経歴書
- (3) 同意書
- (4) 医師免許証の写し
- (5) 認定医を取得している場合にあつては、その旨を証する書類の写し
- (6) じん臓の指定を受けようとする場合にあつては、人工透析に関する専門研修・臨床実績証明書

(指定医の指定)

第3 市長は、法第15条の規定に基づいて指定を受けようとする医師から指定申請があつたときは、盛岡市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により医師を指定するときは、審議会が開催された月の翌月の初日をもって指定するものとする。

3 市長は、第1項及び第2項の規定により医師を指定したときは、次の事項について告示するとともに、指定医指定書を当該医師に交付するものとする。

- (1) 医師氏名
- (2) 診療科名
- (3) 担当する障害分野
- (4) 診療に従事する医療機関の名称及び所在地
- (5) 指定年月日

(指定基準)

第4 指定医は、盛岡市内において開業し、又は、病院若しくは診療所において勤務する医師で、診断書を作成することができる診療科名について、医師免許を取得した後、3年以上の臨床経験を有する者とする。

2 身体障害者の福祉に理解を有し、かつ、指定を受ける障害分野についての研究業績又は診療実績を十分に有していること。

3 診断書を作成することができる診療科名とその障害分野については別表のとおりとする。

(指定医の届出事項)

第5 指定医は、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、次の書類により市長に届け出ることとする。ただし、指定医が死亡した場合にあっては、その者の親族又は診療に従事していた医療機関の管理者が行うものとする。

(1) 指定医を辞退したとき指定医辞退届

(2) 指定医が死亡したとき指定医死亡届

(3) 指定内容に変更が生じたとき指定医変更届

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

別表 各障害分野別・診療科別分類表（第4関係）

診療科名別	視覚障害	聴覚障害	平衡機能障害	音声・言語機能障害	そしやく機能障害	肢体不自由	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害
内科				○		○	○	○	○	○	○	○	○
呼吸器内科									○			○	
循環器内科							○	○					
消化器内科										○	○		○
心臓内科							○						
血液内科												○	
気管食道内科				○	○				○				
胃腸内科											○		
腎臓内科								○					
肝臓内科													○
神経内科	○	○	○	○	○	○				○			
感染症内科												○	
人工透析内科								○					
外科						○	○	○	○	○	○	○	○
呼吸器外科									○				
心臓血管外科							○						
心臓外科							○						
消化器外科										○	○		○
小児外科						○	○	○	○	○	○		○
気管食道外科				○	○				○				
整形外科						○							
脳神経外科	○	○	○	○		○							
形成外科				○	○	○							
移植外科								○					○
胸部外科							○		○				

診療科名別	障害分野別	視覚障害	聴覚障害	平衡機能障害	音声・言語機能障害	そしゃく機能障害	肢体不自由	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害
腹部外科												○		○
肝臓外科														○
リウマチ科							○							
小児科							○	○	○	○	○	○	○	○
泌尿器科									○		○			
小児泌尿器科									○		○			
産婦人科（婦人科）											○		○	
眼科		○												
小児眼科		○												
耳鼻いんこう科			○	○	○	○								
小児耳鼻いんこう科			○	○	○	○								
気管食道・耳鼻いんこう科			○	○	○	○								
リハビリテーション科				○	○	○	○	○		○				

(注)

- 1 じん臓機能障害については、透析療法の実施経験を有する医師に限られること。
- 2 免疫機能障害については、H I Vに関する医療に従事している医師であること。
- 3 診療科名で既に指定されていても、指定されていない障害分野については改めて指定を必要とすること。
- 4 該当する障害分野以外についての診断書は審査の対象とならないので、他の専門医の診断を必要とすること。
- 5 視覚障害の医療に関係のある診療科については、眼科、小児眼科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限ること。
- 6 聴覚障害の医療に関係のある診療科については、耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限ること。